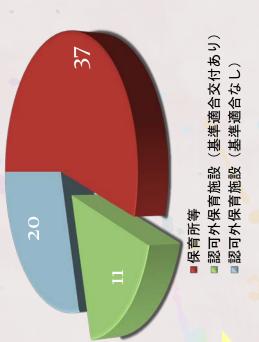
認可外保育施設数と従事者数 うるま市の

- 保育所等37施設
- 認可外保育施設が31施設、うち11施設が基準適合の交付を受けている。

うるま市の認可外施設数の割合は、沖縄県の平均より高い状態にある。



うるま市認可外保育従事者

(平成30年4月2日現在)

二二二	二二	52	79
無資格者数.	非常勤	23	14
5有資格者数 うち	流動	29	65
	二二	47	29
	非常勤	11	7
従事者数合計 うち	部劃	36	24
	二二	66	108
	非常勤	34	19
保育;	常勤	65	89
		適あ合の	適な合し

認可外保育施設の基準

【認可外保育施設の現行基準】

■認可外保育施設の指導監督基準適合の証明

指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、<u>都道府県知事(政令指定都市市長、</u> 中核市市長)が証明書を交付し、公表。 \uparrow

■保育に従事する者の数及び資格

- 保育に従事する者のおおむね3分の1以上は、保育士又は看護師(准看護士含む。)の資 格を有するものであること。
- この基準において保育に従事する者は、 \uparrow

• 認可外保育施設の中でも、指導監督基準に適合した施設については、都道府県知事 一定の実務経験を担保することが可能と考えられる。 等によって証明されるため、

・認可外保育施設において保育に従事する者のうち、保育士又は看護師等の資格を有 しない、おおむね3分の2の従事者を放課後児童支援員の基礎資格者に割り当てるこ とが可能と考えられる。

うるま市の考え

【うるま市の現状】

- ①民立民営の放課後児童クラブが多い
- ②全国と比較して認可外保育施設が多い
- ③認可外保育施設で放課後児童クラブを実施しているケースがある

[うるま市の考え]

認可外保育施設で従事する者を放課後児童支援員として人材活用したい 放課後児童支援員を確保し、安定的にサービスを供給するためにも、

放課後児童支援員の基礎資格者とすることができるかが不明確 認可外保育施設で2年以上従事している者を 現行上、

(基準省令第10条第3項に規定されている「2年以上児童福祉事業に従事したもの」の 「児童福祉事業」に認可外保育施設で従事している者が該当するかが問題〕

基準省令第10条第3項

学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの $\widehat{\mathfrak{O}}$

支障事例

A放課後児童クラブ】 事例(1)

へ整要く

平成28年度設置

定員30名 公設民営

<クロブの状況>

保育の待機児童対策の促進により、保育所 整備が進み、保育士不足が深刻化。新設の放課後児童クラブ 平成27年度以降、

を設置する際にも有資格者の確保は厳しい状況。



認可外保育施設に2年以上従事した者が人材として候補に挙が 支援員として配置することができなかった。 め供、

B放課後児童クラブ 事例(2)

<クレブの状況>

平成26年設置

〈鹿蟹〉

民設民営

定員37名

放課後児童支援員1名と補助員1名の運営体制であり、補助員については認可外保育施設で2年以上従事し、放課後児童 クラブでは1年従事している。



県の実施する認定資格研修受講資格を満たすために時間を要す 支援員の配置に遅れが出ている。 るため、